

明治 32 年徳島県の類似保険解散命令

—明治期における類似保険の実態 (2-5) —

“Pseudo-Insurance Companies” in Tokushima Prefecture, 1899

田村 祐一郎*

Yuichiro Tamura

明治 20 年代末から 30 年代にかけて徳島県に出現した類似保険会社は、他府県のものとは異なる特徴を見せた。第一に、他府県のブームは急速に始まり急速に終わったが、徳島県では 6 年近くも類似保険が存在し続けた。また、他府県では仕組みに内在する自壊要因によって潰れたが、徳島県では解散命令により潰された。第二の特徴はいくつかの会社が財務諸表を新聞に公表したことである。

キーワード：類似保険 解散命令 財務諸表

I. 序論

明治 20 年代後半の四国を舞台に類似保険会社が叢生した。愛媛県では高利貸の変形たる「二銭講舎」が大流行し、それと踵を接するように多数の類似保険会社が成立し、僅かな期間存続した後には消滅した。高知地裁は明治 27 年秋に商法第 67 条に基いて類似保険会社 13 社に解散を命じた。『二六新報』[27. 10. 11]¹⁾は次のように伝えている。

「生馬の目を抜く恐ろしの世とは知れど甘き口端の罠に罹る者多きはサテもうたてき事ならずや近来高知県に詐欺的合資会社の流行雨露に霑ふ朝菌の如く頻々として起り金融を名として掛込金を貪り細民をして彌が上に塗炭の苦を嘗めしむ。…会社は簡易生命保険の為め加盟する者の出金を取り集め融通増殖を計り付利の上払渡を為すを目的と為すと云うにありと雖も其実加盟者と称する公衆掛込金を預り之に對し到底増殖し得へからざる非常高利の利息を払渡すへき旨を広告し公衆を誘い掛込金を為さしめ之れが殖利を図らず単に乙の掛込金を甲に支払い丙丁の掛込金を乙に支払うに止る以て遂に多数の加盟者其支払を受くることを得ずして損害を被るに至るべき虞あるのみならず。…而して警官は即夜帳簿及び其他現金を差押し処掛込金数万円に對し僅か数十円の現金を有せるに過ぎざるもの多かりしとアア此等の詐欺会社を撲滅する実に小気味よし」。

被害を防ぎ得なかつたのは「掛金者の暗愚」によるのか「当局者の過失による」のかわから

ないが、「罪囚を作るに至っては吾輩豈一滴の涙なからむや」と結んでいる。

この記事は二銭講舎と類似保険を混同している節があるが、高知県でも詐欺的企画が明治 26、7 年頃に流行していたことが伺われる。但し、同県の事情は地方紙が残存しないために不明である。一方、徳島県ではこれらとは異なる様相で類似保険が展開した。以下、同県の類似保険の特徴を解明する。特に断らない限り、本文中の[]内は『徳島日日新聞』の日付である。傍点は引用者により、句読点と仮名遣いは原文のままである。

II. 徳島県の二銭講舎

『徳島日日』は、6 月下旬「広島同愛舎徳島第十二分舎」の設立を契機に、連載記事「広島同愛舎の内情」で二銭講舎の実態を暴露した[26. 6. 24, 25, 27, 28]。この警告が効を奏したのか、二銭講舎は同県内では流行らなかったようで、同紙は以後の動向を殆んど報道していない。

もともと、この間に久住九平の「潤殖講」に対する批判的な記事「順益講は有害無益の毒法」を掲載し、「唯富豪久住氏の発企に係るを以て強欲非道なる周旋人等の甘言に欺かれ後日の悔を遺す勿れ…久住氏は自身の銭と云ふては鏝一文も支払の責任を負ふ人にあらざるなり注意せよ注意せよ」と警告した[26. 6. 17]。一方、同日付の「久住九平氏の談話」では、加入者の自己責任を強調する久住九平の言を載せている。

「加入者中にも予め損失を覚悟して加入せしもの多し去れば仮令此講の破産瓦解するもソハ余[久住九平]の関する所にあらず余は厘毫の損失をも蒙らざるなり又た厘毫の金銭をも弁償せざるなり」

その後、「潤殖講長久住九平」の名で「潤[または順]益講」への名称変更の広告が掲載された[26. 6. 21~8. 19]。同じ時に麻植郡牛島村日野村一郎なる人物が「同愛共益講」の開業広告を載せた[26. 7. 12]。これは久住九平「順益講」から分かれたもので、「将来毫も関係無之候」という順益講の広告が掲載されている[26. 7. 18]。しかし、「同愛共益講」の破綻は早く、一ヵ月半後に次の広告が掲載され、以後消息は途絶えた[26. 8. 23]。

「同愛共益講は解講以来続々払戻し最早大概払戻し済の局を結ぶ今日に至りしを以て来る 9 月 1 日限り閉舎し且つ六ヶ月間程旅行致候間受取未済の諸君は全日迄に受取方御申出相成度自然旅行中は払戻し中止仕候依て為念此段広告す 明治 26 年 8 月 21 日」

久住九平「順益講」も失敗したと推測されるが、久住九平は痛手は受けなかったらしい。彼は当時の徳島の名士であった²⁾。

III. 類似保険

1. 概況

徳島県における類似保険会社ブームの発端は愛媛県ほど早くなく、出現した会社の数も多くは

なかった。今のところ、徳島県の類似保険会社として名称が分かる会社は 21 であるが、うち 3 社は名称のみが判明しており、また 6 社についてはデータの多くが欠けている。商業登記公告によって大凡が分かる会社は 12 社である。以下、分かる範囲内で概要を摘記しておく。

創立年別にみると、明治 27 年 2 社、一年置いて 29 年 3 社、また一年置いて 31 年最多の 11 社、そして 32 年に 3 社が創立された。これ以外に創立年データの得られない会社が 2 社がある。一方、解散年の分かる会社数は 28 年と 30 年に各 1 件、そして 32 年に 12 件であった。

地域分布は県内各所にわたる。徳島市は支店を含め 3 社であり、他の 17 社は 8 郡 14 ヶ村に所在した。各郡には 1~4 社が存在し、特に多いという郡はなかった。2 社が存在した村は麻植郡山瀬村と同西尾村、そして阿波郡八幡村であった。徳島市が少ないことがやや特徴的であろうか。

保険種目としては、今流に言えば「婚資保険」「疾病保険」そして「死亡保険」の三種であった。「婚資保険」は 27 年創立-28 年解散の「徳島結婚共済」と 32 年創立の 2 社〔婚姻資金共給、結婚資金共給〕であった。「死亡保険」または「生命保険」は 2 社〔阿讃生命保険、海南共恤〕である。「疾病保険」は「六種または八種伝染病患者療養金」を給与する。複数種目を営む際のパターンを挙げると、「死亡+出生」型は 1 社〔生死共済〕のみである。また、「死亡+疾病」型が 8 社と最多であった。初期の「病災共救合資会社」はこれに属した。因みに、明治 32 年 5 月に解散を命じられた 7 社〔保安生済、護命、海南済生、小松島保命、海部病災共救、徳島病災保護、南阿共済〕はすべてこのパターンの会社であった。事業目的の表現例として「八種伝染病患者療養金及び死亡者資金給与」、「死亡+出生+疾病」型は 3 社である〔日本生命共救（出生子ノ養育資金且伝染病患者療養金及死亡者吊資金）、三好病災共済（出生子六伝染病患者死亡者）、阿波国生死病災共救（出生死亡六種伝染病患者ノ資金）〕。

さらに、「徳島相愛」は、これらとは異なるタイプの会社であった。

徳島県の類似保険会社の最も興味深い点は財務諸表を新聞に公示した点である。当時の銀行や保険会社の例に倣ったものであろう。これは他県の会社には見られない行動である。明治 28 年夏、徳島結婚共済は『徳島日日』に決算広告を掲載した[28. 8. 13]。「貸借対照表」と「損益決算」からなり、「財産目録ハ貸借対照表資産ノ部ト同一ニ付不略ス 右之通り相違無之候也 徳島結婚共済合資会社 社長…〔以下略〕」と結んだ堂々たる財務諸表である。その他、病災共救合資会社「第式回從明治 29 年 1 月至全年 12 月報告」では「貸借対照表」と「収支勘定」が[30. 2. 23]、また「生死共済第壹回報告（明治 29 年 4 月~30 年 3 月）」が[30. 5. 1]、保安生済合資会社「第壹回從明治 29 年 11 月至明治 30 年 6 月報告」が[30. 7. 25]載っている。

良心的であるのか、他の会社銀行などを真似ただけなのであろうか。しかし、財務諸表としては杜撰な…率直に言ってデタラメな…書式である。提示された数字も、どこまで真実を伝えているのか不明である。それだけに真意がつかめないが、類似保険としてはユニークな行動である。

2. 徳島結婚共済合資会社

最初の類似保険会社は「徳島結婚共済合資会社」[27. 3. 30 ; 三好郡井川村]である。「商業登記公告」によれば[27. 4. 5]、同社の事業内容は「結婚資金の共済を為し手数料を受く」とあるから、婚資保険的な事業を志した。同社は翌28年8月には「徳島支店」を開設した[28. 8. 25]。後述のように、中々の隆盛であったようであるが、運命は急転した。

同社の事業内容は、後世の冠婚葬祭互助会のように前受金を得たのではなく、加入者の結婚の都度掛け金を徴集する方式であった。これは「契約金受領」[27. 12. 16]と「契約金交付」[28. 10. 31]を知らせる広告によって明らかである。

「拙者共義◇ニ徳島結婚共済合資会社へ加入結婚資金共済契約ヲナシ這回結婚シテ同会社ヨリ定款ニ基キ契約ノ全金額ヲ領収セリ依テ該会社ノ確實ト共済契約ノ必要ナルコトヲ謹告ス 明治27年9月分資金領収者 三好郡井川村大字東井川村 ○○レイ… [以下19名]

「当[社]徳島支社ノ明治28年9月即チ資金交付初月分ニ結婚資金ノ請求ヲ為シタルモノハ10名ニシテ其資金及奨励金ヲ合セテ各請求者ニ金拾円宛ノ交付ヲ結了セリ 明治28年10月29日 徳島結婚共済合資会社徳島支社」

同社の事業が好調であったことは、27年末の「過剰金預入」広告[27. 12. 11] および支社開設記事[28. 8. 8]によって知ることができる³⁾。

「第壹回預金広告 一金参百円也 但第八拾九国立銀行預券壹枚 右ハ本社定款第24条ノ過剰金ニシテ全第26条ノ規定ニ因リ周旋人総代立会ノ上該券管理人正田吉太郎氏へ委嘱シタリ」

「兼て当[徳島]市寺島町に支社を設立せんとて準備中なることは本紙上に掲載し置きしが未だ支社の開業せざるに先[立]ち既に500余名の加入者あれば同社に於ては目下開業を急ぎ居れりと云ふが夫がために事務長仁尾彦吉氏は過日来三好郡の本社へ帰り協議せしよしにて愈々来る20日頃に開業式を挙げるに決定したりと聞く」

『徳島日日』は、明治28年12月3日付け「某会社の一大恐慌」をもって思わせ振りの報道を始めた。

「合名会社か株式会社か將た合資会社か会社の種類及び如何なる事業を営む会社なるか機密に属すれども漏れ聞かぬ処によれば本県の某会社は危険の虞あるを以て近日(今明日にも)其筋より解散を命ぜらるるよし何れ一大恐慌を見るは明かにして本社は稍や其端緒を探り得たるも天機を漏らすの虞あれば姑らく時機の至るを得て之を公けに詳報すべし」。

「某銀行へ預け入れし資金は悉皆之を差押へられしやに漏れ聞けり」[28. 12. 4]。

「某会社は其資本金額は僅かなるも関係者は意外に多く延て各府県に及ぼし居れば一朝誤まりて不結果を見るに至らんか其影響する所非常に夥だしく特に発起人たるもの悉く薄資の人々なれば為めに損害を被るものも多からんと云ふ」[28. 12. 5]。

「某会社の社長は他へ逃走し行方不分明となりしやの説あるが又た一説に依れば会社へは出

勤せざるも世評を憚り面会を謝絶し何処かへ潛み居れりと云ふ思ふに某会社の解散も近きに在るべしと」[28. 12. 6]。

遂に 12 月 7 日付けで解散命令が下された[28. 12. 10]。

「過日来屢々本紙上に記載せし解散を命ぜらるべき某会社は当時憚かる所あるを以て我社に於ては其社名は勿論事由等之を詳探せしも故さらに公けにせざりしが既に報せしが如く愈々去る 7 日に至り徳島地方裁判所脇町支部にては三好郡辻町に在る徳島結婚共済合資会社に向て商法[第 67 条]に依り解散を命じたり…依此觀是結婚合資会社は即ち公安又は風俗を害すべき会社なりと認められ解散を命ぜられしものにて脇町支部は右の解散を命ずると同時に商法第 232 条に依り清算人選定を命令したりと云ふが同社は世人の知了するが如く当初僅かに 500 円の資本金を以て設立し其後 300 円を増加し 800 円の資本金を以て其業務を営み種々なる手段を講じて加盟者を誘導せし結果加盟者よりの懸込金は実に 3 万余円の巨額に達せしに其結婚資金として払出せし金額は僅々 1 千余円に過ぎざるよし斯かる有様なれば会社の利する所大なるも實際其徴収せし金員は果して之を正当に保管し居るや清算後に非らざれば知り難きも為めに或は刑事上の制裁を免かれざるに至るなきを保し難しと聞く」。

その後、「聞く処に依れば其清算に付ては頗ぶる混雑し居る由にて或は破産処分を受くるに至るべきも測知し難く為めに刑事上の制裁を受くるに至るやも亦た知難しといふ」[28. 12. 13]。そして解散決定を伝える「合資会社登記公告」が掲載された[28. 12. 18]。

「三好郡井川村大字東井川村 198 番屋敷徳島結婚共済合資会社左之通り登記ス 一解散ノ事由公安風俗ヲ害ス 一解散ノ年月日 明治 28 年 12 月 7 日 一清算人氏名 [以下略]」
参考までに同社の「財務諸表」を掲載する[28. 8. 13]。整理も修正も加えていない。

貸借対照表

借之部	円	貸之部	資産ニ属スル分
一資本金	500. 000	一資金交付額	4, 501. 115
一準備金	981. 224	一銀行預入金	900. 000
一申込会費金	365. 000	一非常保護金	1, 200. 000
一当期掛金	20, 742. 194	一過剰未預金	75. 997
一前期繰越掛金	300. 025	一保護補足金	460. 145
一当期起戻金	239. 706	一後期繰越掛金	2, 499. 930
一同上雑収入	384. 144	一担保貸金	300. 000
一前期繰越金	99. 734	一軍事公債	100. 000
一過剰預入利子金	11. 016	一貸付金	711. 178
一前期過剰金	1, 163. 502	一出張所維持金	166. 994

	一借入金	1,481.220
	一什器費	36.220
	一前期繰越金	165.000
	一現在金	302.260
	一諸費引当金	1,886.482
計金	14,786.545	計金 14,786.545

損益決算

一金 3746 円 16 銭 3 厘 当期益金

内 金	63 銭	損金
金	110 円 80 銭	申込ニ係ル諸費
金	638 円 41 銭 2 厘	資金交付ニ係ル諸費
金	36 円 22 銭	什器費償却
金	645 円 60 銭 4 厘	当期經常費
金	76 円 2 銭 6 厘	前期繰越諸費
計	1507 円 69 銭 2 厘	

差引残純益金 2238 円 57 銭 1 厘

内 金	250 円	借入償却
金	200 円	非常積立金
金	200 円	賞与金
金	1386 円 31 銭 1 厘	償却手当金
金	102 円 26 銭	後期繰越現金

財産目録ハ貸借対照表資産ノ部ト同一ニ付不略ス

右之通り相違無之候也 徳島結婚共済合資会社

日付が書かれていないが、多分一年目のものであろう。貸借対照表と損益計算書が混同されている上、費目には意味不明のものが多く、数字も合わない。損益決算の「当期益」がどこからであるのか、不明である。しかし、「当期掛金」20,742 円 19 銭 4 厘に対して、「資金交付額」4,501 円 11 銭 5 厘であるから、徴集した掛金のうちから僅かに 22%を払い戻したにすぎず、残額を払わなくても済むように様々な名目を付けてこの表を作成したのであろう。

3. 病災共救合資会社

二番目にできた会社は「病災共救」である。同社の「設立登記公告」は見つからなかったが、『徳島日日』[27.9.28]は次のように報じた。

「伝染病患者共救合資会社 朝植郡山瀬村の平野鍋吉、住友春太郎、平野卯吉等の諸氏が発企となり麻植、阿波両郡を始め他の地方にて多くの特別賛助員を募り今度標題の如き会社を創立せり会社の資本金 600 円にして目的は六種伝染病患者療養金給与の媒介を為すを以て営業とし山瀬村大字瀬詰村に会社を設置せり」。

同社は明治 27 年 9 月 21 日に「伝染病患者共救合資会社」として設立され、11 月 10 日付で社名が「病災共救合資会社」に変更された[27. 11. 13]。30 年 9 月には「満 3 年の回顧」と題する広告を出している[30. 9. 22]。

「本社ハ明治 27 年 9 月 21 日創業本年 9 月ヲ以テ満三ヵ年ノ星霜ヲ経タリ其経歴ヲ見ルニ創業ノ当時ニアッテハ実ニ本社ノ成立如何ニ憂慮セリ然ルニ其方法ノ適当ナルヤ第一団体ハ既ニ満員トナリ目下第二団体ノ募集中（現在員一千人ノ加名者）而シテ其加名者ニシテ不幸ニ罹リ既ニ本社ノ交付金ヲ受ケタルモノノ便否如何ヲ看察スルニ病災ノ療養又ハ死後ノ始末等ニ至テ其便益ヲ得タルモノ枚挙ニ遑アラス実ニ同胞共救ノ良策ナランヤ茲ニ本社ハ起業三年ノ祝意ヲ表スル為メ第二団体ニ限り特ニ左ノ如ク執行ス大方ノ諸君陸族御加名アランコトヲ希望ス 本社ハ特ニ本月 21 日ヨリ来ル 11 月 20 日迄満 2 ヶ月間加名者年齢 70 歳以上満 80 歳未満者ノ加名契約ヲナス尤モ出金額ハ左表ニヨル其他ハ総テ規定ニ遵フモノトス尤出金額表ハ略ス 麻植郡山瀬村 病災共救合資会社」

事業内容は「六種伝染病患者療養金給与の媒介を為す」ことであるが、これは一種の疾病保険であろう。このタイプの合資会社は他の地方にも見られた。徳島県でも明治 29 年 11 月創立(?)「保安生済」が「八種伝染病」を掲げていた。六種伝染病については京都の『日出新聞』[26. 10. 3]が次の記事を載せている[ルビは引用者]。

「六種伝染病景況 本年 1 月より 6 月に至る六種伝染病は患者合計 5 万 911 人死亡 1 万 5020 人にして患者百人に付き死亡 28 人 9 分 7 厘の割合なり而して其内最多数は痘瘡〔天然痘〕にして患者 3 万 6344 人死亡 1 万 376 人之人に次ぎ腸窒扶私は患者 1 万 45 人死亡 2547 人実布の里亜は患者 3114 人死亡 788 人赤痢は患者 1241 人死亡 262 人発疹瘰扶私は患者 130 人死亡 32 人虎列刺は患者 37 人死亡 15 人（皆特発性にして一も伝染性のものなし）以上六病患者の総数◇◇◇◇を前年の上半年間の員数即ち患者 1 万 4813 人死亡 4092 人に比すれば患者に 3 万 6098 人を増し死亡に 1 万 928 人を増加せり是れ北海道大阪府兵庫新潟群馬奈良青森石川富山岡山広島山口和歌山徳島等の諸県に痘瘡患者の流行あり且つ実布の里亜、赤痢の如きも前年に比し各地方大概多少の増加ありしを以てなりと云へり」。

この会社は『徳島日日』紙には評判がよかった。29 年早々同社の新年会を報じる記事が載った[29. 01. 24; 傍点引用者]。以下、全文である。公衆衛生上顕著な効果をもたらすとの高い評価が下されている。

「同社は当市内の周旋人及両新聞社長記者等を大工町の長配楼に招待し一昨夜午後 7 時より新

年宴会を催ふせり（本社長は病気の為め欠席せり）席上新報社員中野氏の祝詞演説あり本社員小倉豊三郎も一場の演説をなし同社事業の拡張は社会の為に賀すべき事及業務担当者諸氏の義侠的熱心を賞賛し且将来に対する希望の一端を述べたり次に社長住友春太郎氏来会者一同に挨拶をなし夫より創立以来の経過及び前途の目的等を演述せり次に周旋人惣代某氏の演説等あり一同歡を尽して11時過散会したり因に記す同社は県下知名者の贊助を得一昨29年9月の創立に係り発企者は住友春太郎平野鍋吉両氏外一名にて始めより営利を目的とせず専ら公共の利益幸福を増進せしむるにありて担当者は一文の俸給も受けず鋭意熱心せしの結果今日に至りては2千幾百人の加盟者を得八百有余円の積立金を生ずるに至れりと本会社は唯に加盟者其者の利益幸福に止まらず延ては公共衛生事業に著大の効益を与ふるは期して待つべく現に滿二ヶ年間の星霜に於て六種伝染病に感染せし加盟者の成績如何を見るに従来は隠蔽患者の為に病毒を散蔓し由々敷大事に至りし実例多きにも拘はず加盟者は疑はしき病に罹れば進んで医師の診察を受くるを以て頗る好成績を得つつありと云ふ

同社の事業については、『徳島日日』の広告欄に掲載された掛金徴集広告と契約金受領広告によって、また財務諸表によって、その一端を知ることができる。同社は所定の事故発生と同時に掛金を徴集して回る、いわゆる事後的賦課方式をとっていた。そして所定の事故は「伝染病罹病」と「死亡」である。以下は、「第一回従明治27年9月至同28年12月報告」である[29. 2. 13]。

貸借対照表

資産ノ部		負債ノ部	
一資本預ケ金	600.000	一資本金	600.000
一積立金	884.684	一徴集残余金	1200.367
内 定期預ケ金	400.000		
軍事公債証書	145.000		
現在金	339.684		
一什器	58.195		
一未済徴集金	257.488		
合計金	1800.367	合計金	1800.367

収支勘定

収 入		支出ノ部	
一徴集金	1924.509	一交付金	446.682
一申込契約金	514.200	一出金徴集手数料	356.477
雑収入金	.375	一募集奨励手数料	136.410
合計金	2439.084	一本社々費	227.62

一出張所事務費	119. 190
一創業費償却	190. 062
一什器代	58. 195
一定期預ケ金	400. 000
一軍事公債証書	145. 000
一返還金	1. 732
一書記賞与金	18. 000
一現在金	339. 684
合計金	2439. 084
外ニ未徴集金	257. 488

右之通り相違無之候也 病災共救合資会社 [氏名略]

明治 32 年 5 月 12 日同社に解散命令が下された。同社は大阪控訴院に抗告したが、同年 12 月 27 日付けで訴えは却下された⁴⁾。以下、それを伝える記事である。

「保険類似会社の解散[明治 33 年 1 月 5 日] 徳島県麻植郡山瀬村大字瀬結村 430 番屋敷に設置せる病災共救合資会社は保険類似会社にて同会社の事業は公安風俗維持を害するものとして徳島地方裁判所脇町支部に於て解散を命じたるに同会社の業務担当社員平野鍋吉は弁護士川上政寛氏を代理人として大阪控訴院に抗告せしを以て同院民事二部に於て審理中なりしが去月 27 日原裁判所解散の命令を以て適當の処置として却下せり」

同社は 5 年近く存続した。その間、財務諸表を『徳島日日』に公示してきた。経営が順調であったのか、それとも何とか遣り繰りしてきたのか不明であるが、「公安を害する」として解散を命じられたのであるから、類似保険にすぎなかったことは確かであろう。かつて同社の公衆衛生向上への寄与を称えた「徳島日日新聞」は、この度は何も言っていない。

4. 徳島相愛合資会社

「徳島相愛」[29. 2. 8 ; 徳島市]はユニークな会社である。同社の目的は「加盟者ヲシテ生計上困難ニ陥ラサラシメンガ為メ日用必需ノ物品ヲ廉売シ及ビ出産死亡家災等臨時非常ノ費用ヲ要スル場合ニ共済金ヲ贈与スル」ことであつた[登記公告]。『徳島日日』[29. 2. 13]によれば、「実業を發達し致富の計を為すは会社事業を起すに如くなし故に邦国文明の程度は其国の会社存立の程度に依て之を朴するに足るべし」、しかるに会社数最少は徳島と岩手で、「我が徳島に於ける事業社会の有様を知るべしと歎息せるものあり」。ところが、「此頃当市寺島町に於て徳島相愛合資会社なるものを設立せんとて有志者は尽力中」として以下のように続ける。丸数字は引用者による。

「其目的を約言すれば生活の保険にして其方法は①加入者3千戸以上を募集して団体を作り②一戸に付毎月50銭宛の保険掛金を出さしめ之を以て家事の保険を為し③会社は日用品を一時に多く買入れ其仕入金に5歩以下の低利を附して加入者へ販売し（仮令は米は一斗に付78銭安く醤油は1升到付3銭方安し）④其他家族中に出産死亡等あれば20円迄の保険金を送り水火災又は種々不幸なる災害に遭ひ家産を失ひし者あれば50円迄の金額を送り又た加入者の求めに応じ低利にて貸金を為し税金の不納学校費を怠るものは会社に於て之を支弁し⑤10ヶ年にて満期に至れば掛金に利子を附し一戸に付金100円宛を払ひ渡すにあり⑥去れば加入者は一戸4人以上の家族あれば日用品を他店よりは安く買入れたる余分の利得（1円余）を以て毎月の掛金を為し尚ほ余りあれば之を以て2口掛金を為し得らるるなり⑦故に出産死亡水火難等にて受取るところの保険金も10ヶ年の末に配当を受る金員も皆な自己の金を出さず日用品の利得にて所謂ロハにて貰ひ得るの勘定となるなり⑧斯くて此会社は役員も使用人も米搗も車力も皆な加入者より採用する筈なれば相互に働きつつ監督を為すを得至大安固なり即ち加入者は会社の家族の如くにして自己の手を下さずして自己の資産を増すの組織なり起案者は之を団体生活法と名けて明治16年より案出せし置きしも未だ発表の機会を得ざりしが有志者の勸奨に依り創立せしものにして加入の申込みも続々ありて最早数百名の多きに及びたれば1千人に達するを待ち仮りに事務を取扱ひつつ一方には猶ほ加入者を募集して3千人以上に満たしめ役員も増加し資本金1万円余を出して盛んに開業の式を挙るよしなるが差当り本日其筋の登記を得開業する筈なりと云ふ。

3月25日開店との広告が掲載された[29.3.26]。「予テ諸君ノ高評ニ預リ居タル相愛会社ハ本日開業シ既ニ契約済ノ加入者ヘハ物品配付ニ着手セリ◇テ加入御望ノ諸君ハ最寄奨励員亦ハ直接本社ニ就キ御申込アレ但シ開業式ハ加入者満員次第執行ス」。しかし、うまく行かなかったのか一年余りで「惣社員ノ任意ニ由リ明治30年5月16日解散」した[30.5.19]。

プランの内容には不明瞭なところもあるが、以下のものであろうか。

- ①保険団体は加入者3,000戸をもって構成する。
- ②一戸毎に月50銭、年6円を払い込む。団体全体の年収は18,000円。
- ③⑥加入者には日用品を5%引きの安い値段で販売する。市価との差額分を掛金に充当できる。
- ④出産死亡には20円以下、水火災等について50円以下の保険金を支払い、低利の貸付を行い、税金や学校費を代わって支払う。②でいう「家事の保険」の意味は分からない。
- ⑤10年を満期とし、一戸宛て100円を支払う。②で支払う60円に対し、40円分が「利子」に当るのであろうか。
- ⑦消費物資の安売り分で掛金を払い込むと、保険金、低利融資、満期保険金などが給付される。

発案者は「団体生活法」と称したようであるが、現代で言うと「消費生活協同組合」的な発想であろうか。いずれにせよ、至れり尽くせりの給付内容であり、机上の空論的計画であることは

否めない。収支計算をするまでもなく、どだい無理であるような気がする。一種のユートピア的な企画であるように見えるが、この発案がどこに由来するのかは不明である。

5. 社会の評価

他県では、当初はともかく開業後に悪評が噴出したが、意外なことに、徳島県の類似保険は新聞だけでなく一般にも評判がよかった。これが比較的長く続いた理由の一つであったのかも知れない。その一端を「開業披露宴」報道に覗うことができる。明治社会史の一齣としても興味深い。因みに一般の保険会社も宴会を開いて勧誘していた⁵⁾。

早いところでは病災共救が明治 27 年 11 月 18 日、「瀬詰村の磧に於て挙行した」。その有様はといえば、「式場の入口には祿門を設け四面に幔幕を引廻はしたり来賓其他式場に列するや発企人某氏は開業の挨拶あり引続きて来賓の祝詞あり式終るや一同立食の饗応あり式中式後絶へず煙火を打ち揚げて興を添へたり此日の来賓は百余名なりし」[27. 11. 21]。

明治 31 年、「同胞共済の目的を以て」名西郡石井村に設立された護命合資が「開業披露宴を催す由にて本社へも案内状を送られた」[31. 1. 7]。参会者は「40 有余名にして頗る盛会なりし」。席上、社員が設立の「要旨」を陳述した。「同社は同胞共済の主旨に外ならず元來其身富貴安寧にして一生を消過するは人生の望む所と云へども一朝天災時變に際会せば慘憺たる悲境に沈倫するものあり常に救恤の方法を講ぜずんば空しく路頭の塵となるを憂ふ且つ又彼の伝染病患者に於ても従來は揮て避病院へ入院せしめ貧者に在ては薬価等に玉子まで県費村費を以て支弁を受け居りそれに拘はらず 30 年 3 月伝染病予防法を公布せられ同年 5 月より施行せられし以來国庫より府県伝染病予防費の内に補助を与へ府県税よりは市町村の同費に補助を与ふるに止まり特に貧患者に対しては従來の如く病災費を給与せざる事となり又た伝染病に罹るも本県令第 48 号右施行細則第 4 条によれば家族が 2 間と 4 間の距離を有する病室又は 4 間以上の距離なきも別株によりて充分距離健康者を距離処に入らしむれば自宅療養を為し得べき然るに右に要する処の費用も自拝せざるを得ず故に事未然に於て注意し万一の要に供せざる可からず之れ今般本社開設の必要を感じし所以なり」[31. 01. 18]

徳島病災保護は「同社関係者新聞社員其他の人々数十名を招待して開業祝宴を催ふしたるが一同席整ふや社長日下代蔵氏は開業の目的を累述し夫れより献酬を始め紅裙杯盤の間を斡旋し午後 9 時散会したり」[31. 10. 5]。麻植郡西尾村の日本生命共救が「開業式を挙行」し、「来賓は 300 名」を数えた。「午後 2 時席定まるや」創業者が「開業の趣意を述べ」次いで来賓惣代が答辞を述べた。「夫れより開宴して芸舞妓酒間を斡旋し各自十二分の歡を尽くして午後 9 時頃散会したるこの始終烟火を打揚げたれば田舎のこととて物珍らしく見物に出懸くる者も多く盛況を極めたりといふ」[31. 11. 15]。麻植郡西尾村の阿波国生死病災共救の開業式では「裁判所郡役所警察署村役場員其他有志者無慮 400 有余名等を招待したるが午後 1 時席定まるや社員起て開会の旨趣

を述へ工藤源助氏及び数名の祝詞演説等あり終りて」別の「社員答辞を述べ夫れより開宴し各自歎を尽し散会せしは午後2時に及へりと」[31. 12. 6]。

IV. 解散命令とその後

明治32年5月、徳島地裁は県内の類似保険会社7社に解散を命じた。『保険及海事』[32. 5. 30]⁶⁾が当局の意向を伝えた。生保会社は「目下合資会社を併せ百有余の多数に上り」、社会に「茶毒を流すの危険」あり、解散を命じざるを得ない。「其かあらぬか徳島県下に設立せる左の七会社は第一着に去る12日、徳島地方裁判所より商法67条第2項⁷⁾に依り断然解散を命じられたり⁸⁾。以下、7社名を挙げた後次のようにいう。

「右は孰れも共救の旨趣に基き八種伝染病患者の療養金及び死亡者資金の給与媒介を為すと称するも、其实公安及び風俗を害すること少なからざる者と認められ、茲に至りたるものなり。蓋し此種の泡沫会社即ち名を保険の美に藉り實際は私利を営み、若くは賭博同然の営業を為し善良の人民を賊ふもの到底勝て敷ふべからず前文[において]当局者の語る所によれば百有余に過ぎざるが如きも、吾人の調査する所によれば幾ど三百を下らざるが如し就中、其最も多きは山陰道、岡山地方、四国筋及び富山、石川、福井諸県の地方なりとす」。

この記事は全国的な動向を伝えた報道であるが、以下は『徳島日日』[32. 5. 19]「論説・七会社の解散」である。「病災共救」を評価する従前の記事との間には落差を感じるが、論旨は現代の保険監督へも通じる所があるので、全文を引いてみたい〔会社名は省略；傍点原文〕。

「凡そ保険会社なるものは、一種の信用事業にして、随って其の組織方法の如何は、啻だに加盟者の利害に一大関係あるのみならず、延ひて社会公衆の保安上に、関係する少からざるものとす、故に当初之れが設立の出願に際し、注意に注意を加へ、調査に調査を累ね、果して不都合なしと認めれば、始めて茲に認可の指令を与ふることと為さざる可らず、従来本県に設立しありたる所の、保険類似の会社に対し、監督官庁は、果して此等の注意を加へ調査を累ねたりや否、予輩聊か疑ひなき能はざるなり。

而して其の理由に曰く、右会社の営業は、共救の旨趣に基き、八種伝染病患者療養金及び死亡者資金の給与の媒介を為すと云ふに在りと雖も、其団体中病死者ある毎に、会社は何等の出捐を為さずして、単に疫病死亡の事由のみに因り、少からざる利益を取得するものなり、故に勢ひ加盟者の身体検査を為さず、又た故らに加盟者は給与金受領者との関係を厳格に規定せずして、多く瀕死の老病者を加入せしめ、其の死を希望せり、加之是れが為めに些少の出金を為し、多額の給与金とするを得んとする、即ち他人の生命を賭して、奇利を博せんとするの輩を続出し、尚ほ会社周旋人も会社及び、自己の利益の為め、斯の如き、名実相副はざる加盟を勧誘する者あるに至れり乃ち其の営業は公安及び風俗を害すべきものなるに依り解散を命ずと云ふに在り。

以上の理由書に依りて考ふれば、右等の諸会社は、名を共救の美挙に籍りて、其の実は些の資本を出さず、漫然加盟者の身体検査を行ふなく、寧ろ瀕死の老病者を加盟せしめ、以て何人も忌むべく厭ふべき死没を希ひ、会社自からは、所謂濡手にて粟を掴むてふ、奇利を得んとする目的に外ならず、国広く人多しと雖も、一身一家の不幸を希ひ、以て奇利を得んとする、不仁不徳の業を営む者、天下果して幾許かある、輕薄無情豈に之れに過ぐるものあらんや、加之斯の如き会社の存在せる為めに、些少の出金を為し、他人の生命を賭して、多額の給与金を得んとする者、日に増し月に加へ、今日国禁となり居れる賭博心を助長せしむる少からず、蓋し之れ風俗を害する所以なり、之れを要するに、右等の諸会社は、公衆の安寧を傷け、社会の風俗を害するのみにして、秋毫の公利公益なきものと云ふ可し。

而して此の保険類似会社の、有害無益なることは、当初監督官庁へ提出したる、組織、方法、目的書等に徴し歴然たるものあらん、随つて注意に注意を加へ、調査に調査を累ぬれば、其の有害無益なることの判明せざることは莫かるべく、而かも之を認む可し、荏苒今日に及び、始めて有害無益なることを認め、検事より解散命令の申請あり、此の結果を見るに至りし点より考ふれば、監督官庁は当初に注意に注意を加へず、調査に調査を累ねず、漫然認可の指令を与へたることを察するに難からず、然りと雖も今日に至り、監督官庁の責任を問ふは、恰かも死児の歳ひを算ふると一般にして、寸毫の利なきを知れば、敢て其の責任を問はず、寧ろ害毒の比較的瀰蔓せざる、殊に外人の多く入り来らざる今日に際し、断乎として西内検事の事の茲に出でたる、英断果決を喜ぶと同時に、監督官庁に対し、将来は注意に注意を加へ、調査に調査を累ね、斯かる有害無益の会社は、断じて勃興せしめざらんことを、敢て告ぐ敢て望む。

解散命令に従つて類似保険会社は続々と解散した。しかし、悪足掻きともいえる動きを見せた会社があった。『徳島日日』の次の記事「保険会社設立談」は〔32.5.20〕、地場保険会社のないことに残念な思いを懐いていたことを覗わせる。

「近時生命保険会社の設立多くして各府県何れも一二の同会社あらざる姿なれども本県は代理店の開設次第に増加するのみにて未だ其の会社を設立するものあらざりしが今般解散を命ぜられたる板野郡一條村保安済生合資会社にては既に農商務省の嚴訓に基き保険会社の組織に変更せん計画をなしつつありしに際して今回の宣告を受けたるを以て解散の手續完了するを待ち来月 15 日頃に至たりて純然たる保険会社を設立せんとて既に其準備に着手し居れりと」。

次は会社の転進を示す広告であるが、依然として類似保険から脱却し得ない状況が分る。やはり、保険を理解していなかったのである。

「本社は明治 31 年 6 月 30 日の創立にして農商務省令第 5 号に基き全 31 年 9 月 30 日農商務大臣へ届済資本額及準備積立金をなしたるものなれば確實なる保険会社にして香長生存保険会社と称す 今般左記のケ所に於て来る 7 月 1 日より生存保険会社第二団体被保人を募集諸般の事務取扱可申候間御賛成の諸君は続々御加盟あらんことを希望す 但し紹介ご希望の方は代

理店へ御来談あらんことを乞ふ 明治 32 年 7 月 1 日 海部郡日和佐村 日和佐出張所 徳島市中通町 1 丁目 徳島代理店」[32. 7. 5]。

V. むすび

徳島県で類似保険が長く続いた理由は不明である。もし解散命令が出されていなかったとしたら、もっと長く続いていたのであろうか。徳島結婚共済の場合にはあこぎな経営振りが社会の支持を失わせ、一方、病災共救が 5 年近く続いたことは社会的な支持によるものであったのかも知れない。それには地域的な特性があったのか、あるいは同社に何か優れた点があったのか、さらには両社に対する新聞社の態度の違いには何か理由があったのか、今後も調査を続けたい。

さて、本稿に続いて、明治 20 年代末に類似保険が殷賑を極めた島根県の実情を取り上げたい。その有様は『山陰新報』に伝えられているが、壮観の一語に尽きる。4 ページ建ての紙面の最後は広告欄に当てられていたが、そのすべてを類似保険会社の広告が埋め尽くす日もあった。会社数も二百をゆうに超えた。解散命令が出されて潰れていったが、しかし、裁判によって復活し、再度潰されるという経過を辿った。さし当り二、三号を費やしてその状況を整理したい。

文献および注

- 1) 『二六新報』[27. 10. 11]「流行合資会社の解散」。『明治大正保険史料』2-1, pp. 248-250 所収。
- 2) 「順益講」と同じ頃に明治生命代理店を開いた[26. 8. 15]。28 年秋には「九住九平氏へ木杯下賜」とあり[28. 10. 4]、30 年元旦号には年賀広告を出した。同年 3 月「第八拾九銀行」には「取締役」として[30. 3. 3]、6 月には「徳島鉄道(株)創業総会で重役(監査役)」として[30. 6. 12]、7 月には「徳島米穀株式取引所監査役」として名を列ねていた[30. 7. 13]。
- 3) 明治 28 年にも同趣旨の公告が出ている[28. 11. 21]。
- 4) 『明治大正保険史料』2-2, p. 1376
- 5) 久住九平が日宗生保代理店開設の「披露宴」を開いた。「今般当市船場町久住九平氏方に同社代理店を設置したるに就き同社理事渡邊平一郎社員石川英爾の両氏来県し去 25 日午後 6 時より大工町長舵楼に両新聞社員及日蓮宗徒の人々数十名を招待して披露宴を催ふした」[31. 04. 28]。
- 6) 『明治大正保険史料』2-1, pp. 544-5
- 7) 商法 67 条第 2 項「若し会社が公安又は風俗を害すべきときは裁判所は検事の申立に依り又は職権に依り其命令を以て之を解散せしむることを得。但其命令に対し即時抗告を為すことを得」。
- 8) 『徳島日日』と『保険及海事』では、会社名の表記に若干の違いがあった。

支払には同意したが、その方法について新提案を行い、事態は再び頓挫した。